

上田市行財政改革推進委員会 会議概要

1	審議会名	第11回 上田市行財政改革推進委員会（第3期）
2	日時	平成24年2月21日（火） 午後1時から午後2時まで
3	会場	上田市役所本庁舎 3階 第一応接室
4	出席者	増澤会長、宮本副会長、石巻委員、斉藤委員、佐藤委員、半田委員、宮沢委員 宮下委員、依田委員
5	市出席者	市長、総務部長、関行政改革推進室長、西澤係長、市川主査、宮沢主査
6	公開・非公開等の別	公開
7	傍聴者	1人 記者 0人
8	会議概要作成年月日	平成24年2月21日

協議事項等

- 1 開会
- 2 諮問「上田市行政委員会等の委員報酬の見直しについて」
- 3 市長あいさつ（要旨）

本日は、上田市行財政改革推進委員会に御出席いただき感謝申し上げます。

去る1月24日には、第二次上田市行財政改革大綱（案）を答申いただいたが、現在は策定に向けて全庁体制で検討を進めており、3月中には大綱と併せてアクションプログラムを策定する予定でいる。

本日は、行政委員会等の報酬の見直しについて諮問申し上げたが、行政委員会そのものは、長の指揮監督の下に設置される審議会とは異なり、地方自治法などの法律に基づき地方行政の執行機関として設置されているものである。

このような位置付けにある行政委員の報酬について、開かれた行政、あるいは市民の参加と協働を進める上でも、多くの方々の御意見を反映した内容である必要があることから、今回諮問をさせていただくものである。

委員報酬そのものが、適正、公正、かつ合理的なものとなるよう、様々な視点から御議論と御提言をお願いしたい。
- 4 委員との意見交換

（事務局） 行政委員の報酬については、新聞報道等にもあるよう全国的に課題となっており、訴訟まで及んでいる事例もある。

長野県においても、行政委員報酬検討会を設置し検討を重ね、平成24年1月に報告書が提出され、従来の月額制から月額制と日額制を併用する新たな考え方が示された。

（会長） 行財政の厳しい中、社会情勢も背景に、このような点についても検討しなければならないことと承知している。それぞれの行政委員の皆さまには職責をまっとうしていただいていると思うが、合併後のひとつの区切りとしても整理をしていかなければならない重要な課題と受け止めさせていただいた。委員会としても慎重に審議し答申させていただきたい。

（委員） このようなことが課題として挙がってきているのは、報酬が高すぎるということからなのか。

（事務局） 報酬そのものが高いう観点ではなく、委員としての活動日数が少ないにもかかわらず、その報酬が月額や年額で払われていることに妥当性がない、という理由によるものである。

長野県の検討会で検討された結果、委員会によっては現在の報酬額より高くなった場合もあったようである。

- (委員) それぞれの委員の活動内容を詳しく知らない市民が多いのではないか。
- (事務局) 教育委員を例にとっても、教育委員会として集まって開かれる会議の他に、表には表れてこない学校を訪問したりする活動も行っている。そういった部分をどう評価するのが課題になってくると思われる。
- (委員) 上田市の場合は、審議会等の委員報酬の支払い区分が見直された経過があるが、その際に、この行政委員報酬についても見直すという議論はあったのか。
- (事務局) 審議会等の報酬については、日額制であったものを会議の開催状況に応じて半日、又は一日単位で支払うよう見直しをした経過がある。
- しかし、その際は、まだこれほど課題として取り上げられてはいなかった。
- (委員) 会議開催以外の活動部分を把握できないと判断が難しいと思う。
- (事務局) 今後の審議の中で、それぞれの委員会の担当課からも実態について詳しく説明をさせていただきたい。

<市長中座>

5 議事「上田市行政委員会等の委員報酬の見直しについて」

- (事務局) (資料に沿って説明)
- (委員) 他市との比較をするためにも、県内、又は県外で上田市と人口規模が同じ自治体を教えていただきたい。
- (事務局) 上田市の人口約16万人と同規模の自治体は県内にはないが、飯田市が約10万5千人、佐久市が約10万人、安曇野市が約9万7千人である。
- また、県外では上田市と同規模の自治体は21団体ある。これを類似団体というが、鉏路市、帯広市、石巻市、福島市、小山市、市原市、鈴鹿市、松坂市、松江市などがある。
- (委員) それぞれ財政規模も違うことを考えれば、先ず県内の自治体との比較が参考になると思う。
- (委員) 上田市は、監査委員は何人いるのか。
- (事務局) 非常勤として2名である。規模の大きな自治体では常勤の監査委員を置いているところもある。
- (委員) 自治法では、「勤務日数に応じて支給」とあり、ただし書きで特別の場合を認めている。この特別の場合の基準は何かあるのか。
- (事務局) 特別な場合の基準は定められてはいないが、各地方自治体が各委員会の活動内容を考慮して月額や年額と条例で定めている。
- (委員) 委員報酬については、それぞれの考え方があろうと思うが、透明性を確保するという意味からも住民感覚を反映させていかなければならないと思う。
- 監査請求や訴訟等の事例があるようだが、どの程度の報酬額なら妥当と考えられるのか、請求や訴訟の中で触れられているのか。
- (事務局) 手元に資料がないので、次回委員会でお示ししたい。
- (委員) 監査請求や訴訟が各地であるとのことだが、上田市ではこの件について、これまでに市民から意見をいただいたことあるか。
- (事務局) これまでのところ、具体的な御意見をいただいたことはないと認識している。

- * 会議概要は原則として公開します。会議終了後、1週間以内に行政改革推進室へ提出してください。
- * 非公開及び一部非公開としたものについては、その理由を記載してください。